

第Ⅰ回三木市教育振興基本計画検討委員会 次第

開催日時 令和7年5月27日（火）
午後7時～

開催場所 三木市役所5階 大会議室

Ⅰ 開 会

2 教育長挨拶

3 委員紹介

4 委員長及び副委員長の選出

5 委員長挨拶

6 協議事項

「第4期三木市教育振興基本計画」の策定方針について

7 そ の 他

8 次回開催予定

(1) 開催日時 令和7年____月____旬

(2) 開催場所 三木市役所5階 大会議室

9 閉 会

「第4期三木市教育振興基本計画」の策定方針について

令和7年3月に策定された「第3期三木市教育大綱」（令和7年度～令和11年度）の理念を具現化する実施計画となる標記計画については、令和7年度において、次に掲げる方針に基づき策定することとする。

1 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

2 策定方針

(1) 方針Ⅰ ～国及び県の教育振興基本計画を参酌した計画策定～

ア 教育基本法においては、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」との規定がある。

イ このため、根本的な策定方針として、国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月）及び兵庫県の「第4期ひょうご教育創造プラン」（令和6年3月）をそれぞれ参酌し、本市の教育理念の実現のための教育計画とする。

(2) 方針Ⅱ ～取り組むべき重点施策への焦点化～

ア 本市の第3期計画の総ページ数は92ページと、播磨東地区管内市町（8市3町）の中で最多のボリュームとなっている（別紙「播磨東地区管内市町の教育振興基本計画（直近計画）のボリューム」を参照）。

イ 教育振興基本計画は、教育関係者はもちろんのこと、広く一般市民にも読まれるべきものであることに鑑み、第4期計画においては、記載内容の見直しを図り、今後5年間に取り組むべき重点施策へ焦点化し、計画全体をスリム化する。

また、計画をスリム化することにより、教育関係者のみならず、誰が読んでもその意図が理解でき、PDCAサイクルにもつながる計画とする。

(3) 方針Ⅲ ～「三木市文化振興計画」及び「三木市スポーツ振興計画」の
第4期計画への集約・一体化～

ア 現在、本市において、文化芸術基本法の規定による「三木市文化振興計画」及びスポーツ基本法の規定による「三木市スポーツ振興計画」があるが、これらの計画はいずれも令和7年度末をもって計画期間が満了する。

イ 第3期計画についても令和7年度末をもって計画期間が満了することから、第4期計画においては、文化・スポーツの両分野に関しても、学校教育や社会教育、人権教育などの他の分野の振興施策と同様、教育の一分野として第4期計画の中に集約し、一体的に策定することとする。

ウ なお、令和5年6月16日付け文部科学事務次官通知（新たな教育振興基本計画の策定について）においては、「地方計画（注：教育振興基本計画のこと。）については、当該計画を策定する目的やその内容、地域の実情等に応じて、（中略）関連する計画等との一体的な策定や上位計画へ統合することも可能である」とされている。

これらの両計画を第4期計画に集約・一体化する方向性は、国通知の趣旨にも合致するものである。

(4) 方針Ⅳ ～こども等への意見聴取及び反映～

ア 第4期計画の策定に当たり、小・中学生を対象としたアンケート調査を実施することにより意見聴取を行い、子どもたちが考える理想の学びや学校生活に関する価値観を計画に反映する。

イ こどもの意見聴取に合わせ、こどもを養育する者（保護者）に対しても同様に意見聴取を行う。

ウ こうした取組は、地方公共団体が、こども施策の策定等に当たり、当該こども施策の対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要があるとする「こども基本法」の趣旨にも合致するものである。

3 計画策定に向けたスケジュール

別紙「『第4期三木市教育振興基本計画』の策定スケジュール(令和7年度)」のとおり

播磨東地区管内市町のエ育振興基本計画（直近計画）のボリューム

※下段数値（かっこ書き）は、当該ページ数の全体ページ数に占める割合（％）

市町名	計画名称 （直近計画）	計画期間		前段部分 策定趣旨、計画期間、現状等	前期計画 振り返り、検証	今期計画	その他 資料編、各種資料	ページ数 全 体
1 明 石 市	第3期あかし教育プラン	R4～R12	9年間	9 (10)		38 (44)	39 (46)	86 (100)
2 加 古 川 市	第4期かこがわ教育ビジョン	R7～R11	5年間	5 (7)		39 (59)	23 (34)	67 (100)
3 西 脇 市	第4期西脇市教育振興基本計画	R6～R10	5年間	26 (29)		53 (58)	12 (13)	91 (100)
4 三 木 市	第3期三木市教育振興基本計画	R3～R7	5年間	15 (16)	32 (35)	32 (35)	13 (14)	92 (100)
5 高 砂 市	第4期高砂市教育振興基本計画	R7～R11	5年間	13 (29)		21 (48)	10 (23)	44 (100)
6 小 野 市	第Ⅲ期小野市「夢と希望の教育」振興基本計画	R2～R6	5年間	3 (15)	2 (10)	15 (75)		20 (100)
7 加 西 市	第3期加西市教育振興基本計画	R3～R7	5年間	9 (13)	39 (58)	18 (27)	1 (2)	67 (100)
8 加 東 市	第3期加東市教育振興基本計画	R3～R7	5年間	29 (35)	3 (4)	39 (46)	13 (15)	84 (100)
9 多 可 町	第2次多可町教育ビジョン	R3～R7	5年間	23 (41)		27 (48)	6 (11)	56 (100)
10 稲 美 町	第4次いなみ教育プラン （稲美町教育振興基本計画）	R7～R11	5年間	3 (4)	31 (42)	34 (46)	6 (8)	74 (100)
11 播 磨 町	第3期播磨町教育振興基本計画	R4～R8	5年間	10 (26)		13 (33)	16 (41)	39 (100)

5 文 科 教 第 5 1 8 号
令 和 5 年 6 月 1 6 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長 殿
各公立大学法人の理事長
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
各文部科学省独立行政法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

文部科学事務次官
柳 孝

(公印省略)

新たな教育振興基本計画の策定について（通知）

本日付で、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に基づく、新たな教育振興基本計画（以下「本計画」という。）を閣議決定するとともに、国会報告を行いましたので通知します。

第4期となる本計画は、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方を示すものです。

本計画においては、総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを掲げ、その下に、①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話という5つの基本的方針を定めています。その上で、令和5年度から令和9年度までの5年間における教育政策の目標、基本施策及び指標を16項目にわたって示しています。

また、今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方として、教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方、教育投資の在り方を示しています。

教育基本法第 17 条第 2 項では、地方公共団体において、政府の教育振興基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めることが規定されています。各地方公共団体におかれては、本規定の趣旨を踏まえ、各地方公共団体における地方計画の策定について、未策定である場合にはその策定に、策定済みである場合にはこれを期にその見直しに努めるなど、適切に御対応いただくようお願いします。その際、地方計画については、当該計画を策定する目的やその内容、地域の実情等に応じて、複数の市町村で共同して地方計画を策定することや、関連する計画等との一体的な策定や上位計画へ統合することも可能であることに御留意願います。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 では、地方公共団体の長は、政府の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとされています。

各地方公共団体における地方計画や大綱の策定に当たっては、

- ・こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 11 条に基づき、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を聴取し反映させるために必要な措置を講じる必要があること
- ・その際、各地方公共団体におけるこども政策担当部局とも連携し対応することが重要であること
- ・具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきなのかなどについては、地域の実情や策定を予定している計画の内容等に応じて判断されたいこと

に御留意願います。

都道府県教育委員会及び都道府県知事にあつては、域内の市町村教育委員会及び市町村長並びに所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）その他教育機関等に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては、域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対し、国立大学長及び公立大学法人の理事長にあつては、その管下の学校に対し、本計画について御周知願います。

※新たな教育振興基本計画本文については、下記ホームページからも御覧になれます。
教育振興基本計画ウェブサイト
(https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm)

「第4期三木市教育振興基本計画」の策定スケジュール（令和7年度）

区 分	令和7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月
1 教育委員会事務局				→ 小・中学生及び保護者 への意見聴取					→ 市民意見公募手続 (11月下旬～12月下旬)			
				→ 施策検討	→ 計画素案作成	→ 計画案作成			→ 市民意見 反映検討	→ 計画策定		
2 計画検討委員会		● 5/27 第1回 (策定方針)			● 第2回 計画素案		● 第3回 計画案			● 第4回 計画最終案		

- 1 三木市教育振興基本計画検討委員会は、令和7年5月末、8月末、10月末及び令和8年1月末（計4回）の開催を予定。
- 2 教育委員会会議では、適宜協議や進捗報告を実施し、令和8年2月に議決予定。
- 3 計画策定に向けた市民意見公募手続（パブリックコメント）は、令和7年12月中の実施を予定。

